

国立大学法人京都大学 宿舎規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次            第1章 }            第2章 } (略)            第3章 }            第4章 }            第5章 雑則 (第17条—<u>第18条</u>)            附則            (中 略)            (宿舎の種類)            第4条 宿舎は、<u>無料宿舎及び有料宿舎</u>の2種類とする。            (中 略)  <u>(無料宿舎)</u>            第8条 <u>無料宿舎は、次に掲げる教職員 (就業規則第2条第4項に掲げる教職員を除く。)のうち財務担当理事が認めた者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。</u>  <u>(1) 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命を保護するための非常勤務、又はこれと類似の性質を有する勤務に従事するため、その勤務する部局の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者</u>  <u>(2) 研究又は実験施設に勤務する者であって継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するため、当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者</u>  <u>(3) へき地にある施設又は特に隔離された施設に勤務する者</u>            2 <u>無料宿舎は、前項に掲げる者のほか、これらに準ずる者として財務担当理事が特に認めた者については、無料で貸与することができる。</u>            (有料宿舎)            第9条 <u>有料宿舎は、次に掲げる場合において、無料宿舎の貸与を受ける者以外の教職員 (就業規則第2条第4項に掲げる教職員を除く。)のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。</u>            (1) } (略)            (2) }            2 <u>有料宿舎は、前項に掲げる者のほか、これらに準ずる者として財務担当理事が特に認めた者については、有料で貸与することができる。</u></p>	<p>目次            第1章 }            第2章 } (同 左)            第3章 }            第4章 }            第5章 雑則 (第17条—<u>第19条</u>)            附則            (宿舎の種類)            第4条 宿舎は、<u>一般宿舎及び看護師宿舎</u>の2種類とする。            (一般宿舎)            第8条 <u>一般宿舎は、次に掲げる場合において、教職員 (就業規則第2条第4項に掲げる教職員を除く。)のために予算の範囲内で設置し、貸与することができる。</u>            (1) } (同 左)            (2) }            2 <u>一般宿舎は、前項に掲げる者のほか、これらに準ずる者として財務担当理事が特に認めた者については、貸与することができる。</u>  <u>(看護師宿舎)</u>            第9条 <u>看護師宿舎は、医学部附属病院に勤務する看護師 (就業規則第2条第4項に掲げる教職員を除く。)のために予算の範囲内で設置し、貸与することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p><u>(無料宿舎を貸与する者の選定)</u></p> <p><u>第11条 一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けるべき者が2人以上存する場合においては、財務担当理事は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。</u></p> <p><u>(有料宿舎を貸与する者の選定)</u></p> <p><u>第12条 有料宿舎を貸与する者の選定に当たっては、財務担当理事は、別に定めるところにより、本学の事務又は事業の円滑な運営の<u>必要</u>に基づき公平に行わなければならない。</u></p> <p><u>(有料宿舎の使用料)</u></p> <p><u>第13条 有料宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第16条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して、平成21年度以降に設置又は大規模改修した<u>有料宿舎</u>にあつては総長が別に定める算定方法により、それ以外の<u>有料宿舎</u>にあつては国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）及びその政省令等で規定された使用料の算定方法により、各宿舎につき財務担当理事が決定する。</u></p> <p>2 新たに<u>有料宿舎</u>の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。</p> <p>3 <u>有料宿舎</u>の貸与を受けた者は、宿舎使用料を毎月<u>財務担当理事</u>の指定する期日までに、<u>本学</u>に払い込まなければならない。</p> <p>4 <u>有料宿舎</u>の貸与を受けた者が第16条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>2 看護師宿舎は、前項に掲げる者のほか、これらに準ずる者として財務担当理事が特に認めた者については、貸与することができる。</u></p> <p><u>(宿舎を貸与する者の選定)</u></p> <p><u>第11条 宿舎を貸与する者の選定に当たっては、財務担当理事は、別に定めるところにより、本学の事務又は事業の円滑な運営の<u>必要性</u>に基づき公平に行わなければならない。</u></p> <p><u>(宿舎の使用料)</u></p> <p><u>第12条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、<u>次のとおりとする。</u></u></p> <p><u>(1) 一般宿舎については、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第16条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して、平成21年度以降に設置又は大規模改修した<u>一般宿舎</u>にあつては総長が別に定める算定方法により、それ以外の<u>一般宿舎</u>にあつては国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）及びその政省令等で規定された使用料の算定方法により、各宿舎につき財務担当理事が決定する。</u></p> <p><u>(2) 看護師宿舎については、総長が別に定める算定方法により、<u>財務担当理事</u>が決定する。</u></p> <p>2 新たに<u>宿舎</u>の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。</p> <p>3 <u>宿舎</u>の貸与を受けた者は、宿舎使用料を毎月<u>本学</u>の指定する期日までに、払い込まなければならない。</p> <p>4 <u>宿舎</u>の貸与を受けた者が第16条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。</p> <p>5 (同 左)</p> <p><u>(宿舎使用料の免除)</u></p> <p><u>第13条 前条の規定にかかわらず、へき地にある施設又は特に隔離された施設に勤務する者のうち総長</u></p>

改正前	改正後
<p>(<u>宿舎の使用上の義務</u>)</p> <p>第14条 } 2 } (略) 3 }</p> <p>4 <u>前条第5項</u>の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(<u>宿舎の明渡し等</u>)</p> <p>第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から、<u>無料宿舎にあつては2月、有料宿舎にあつては6月の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。</u></p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p> <p>2 <u>有料宿舎</u>の被貸与者は、財務担当理事が、第14条の規定に違反する事実によりその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。</p> <p>3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額（<u>当該宿舎が無料宿舎である場合には、これらを有料宿舎であるとみなして第13条第1項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額</u>）の3倍に相当する金額をこえることができない。</p> <p>4 <u>第13条第5項</u>の規定は、前項の規定により被貸</p>	<p><u>が認められた者については、宿舎使用料を免除することができる。</u></p> <p>(<u>宿舎の使用上の義務</u>)</p> <p>第14条 } 2 } (同 左) 3 }</p> <p>4 <u>第12条第5項</u>の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。</p> <p>(<u>宿舎の明渡し等</u>)</p> <p>第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から<u>6月、第13条の規定により宿舎使用料を免除された者にあつては2月の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。</u></p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) }</p> <p>2 被貸与者は、財務担当理事が、第14条の規定に違反する事実によりその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。</p> <p>3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額（<u>当該被貸与者が第13条の規定により宿舎使用料を免除された者である場合には、第12条第1項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額</u>）の3倍に相当する金額をこえることができない。</p> <p>4 <u>第12条第5項</u>の規定は、前項の規定により被貸</p>

改正前	改正後
<p>与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。</p> <p>（中 略）</p> <p>（実施規則）</p> <p><u>第18条</u>（略）</p>	<p>与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。</p> <p><u>（看護師宿舎の維持及び管理）</u></p> <p><u>第18条</u> 財務担当理事は、看護師宿舎の維持及び管理に関する事務の一部を医学部附属病院長に委任することができる。</p> <p>（実施規則）</p> <p><u>第19条</u>（同 左）</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年8月1日から施行する。</p>